

塩谷町の人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、塩谷町の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、前年度における塩谷町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の構成（部門別） 【H20.4.1 現在】

区 分		19年度	20年度	増 減
一般行政部門	議 会	3人	3人	0人
	総 務	31	32	1
	税 務	10	10	0
	民 生	30	27	▲ 3
	衛 生	11	9	▲ 2
	農 林 水 産	18	15	▲ 3
	商 工	1	1	0
	土 木	11	11	2
	小 計	115	108	▲ 7
特別行政	教 育	29	29	0
公営企業等	水 道	4	4	0
	そ の 他	6	6	0
	小 計	10	10	0
合 計		154	147	▲ 7

②職員の採用状況（受験者数）

区 分	受 験 者 数			採用者数
	男	女	計	
一般行政職	4人	3人	7人	3人
保 育 士	2	10	12	3
保 健 師	0	2	2	1
技能労務職	0	0	0	0
計	6	15	21	7

③退職者数

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	計
一般行政職	2 人	6 人	5 人	13 人
技能労務職	0	0	0	0
計	2	6	5	13

(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

①人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳 19年3月末	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の 人件費率
20年度	13,541 人	4,815,761 千円	196,132 千円	1,250,355 千円	25.9 %	28.2 %

②職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人あたり の給与費 B/A
		給 与	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
20年度	142 人	587,777 千円	55,309 千円	235,787 千円	878,873 千円	6,189 千円

・職員手当には退職手当は含みません

③初任給の状況

区分	学 歴	塩谷町	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円
	短 大 卒	149,800 円	152,800 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円

④特別職の報酬月額

区 分		現行支給額 (減額後の支給額)	条例による額 (減額前の支給額)	期末手当
給与	町 長	539,000 円	770,000 円	6 月期 1.60 月分 12 月期 1.70 月分 計 3.30 月分
	副 町 長	0 円	610,000 円	
	教 育 長	515,000 円	565,000 円	
報酬	議 長	340,000 円	340,000 円	6 月期 1.60 月分 12 月期 1.75 月分 計 3.35 月分
	副 議 長	260,000 円	260,000 円	
	議 員	233,000 円	233,000 円	

※副町長は、平成 20 年度は支給実績が無いのため空欄としました。

⑤職員手当の状況（一般会計）

区 分	内 容			支給実績
期末・勤勉 手 当	6 月期 12 月期 計 ・ 期末手当 1.40 月 1.60 月 3.00 月 ・ 勤勉手当 0.72 月 0.72 月 1.44 月 ※職務段階に応じた加算措置 有			千円 235,787
扶 養 手 当	・ 配偶者 13,000 円 扶養親族(配偶者除)6,500 円 ・ 扶養親族でない配偶者がいる場合 扶養親族 6,500 円 ・ 配偶者がいない場合 扶養親族 1 人目 11,000 円 2 人目以降 6,500 円 ※特定期間満 15 歳～23 歳 1 人につき 5,000 円加算			15,411
住 宅 手 当	・ 借家の場合、家賃に応じて最高額 27,000 円 ・ 持家の場合、新築して 5 年間 月額 2,500 円			3,791
通 勤 手 当	交通機関利用者	電車・バス等の運賃相当額		11,485
	自家用車利用者	片道 2 キロ以上 5 キロ未満	4,000 円	
		片道 5 キロ以上 10 キロ未満	7,400 円	
		片道 10 キロ以上最高限度額	24,500 円	
時 間 外 手 当	・ 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた場合に支給される手当て (算出方法) (給与月額×12) / (1 週間あたりの勤務時間×52)			10,452

管 理 職 手 当	給与月額×役職に応じた支給率（5%～7%）			9,780
退職手当	退職事由	自己都合	勸奨・定年	328,545
	勤続 20 年	23.50	30.55	
	勤続 25 年	33.50	41.34	
	勤続 30 年	41.50	50.70	
	最高限度額	59.28	59.28	
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		

⑥年次有給休暇取得等

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
日	日	人	日	%
5,606	1,264	141	8.96	22.5

(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

①分限処分

職員の身分保証を前提としつつ、職員がその職責を十分果たすことが出来ない場合に、職員の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいうもの。

区 分		免職	休職	降格	計
		人	人	人	人
分 限 処 分	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	1	0	1
	特に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
計		0	1	0	1

②懲戒処分

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいうもの。

区 分		免職	停職	減給	戒告	計
懲 戒 処 分	信用失墜行為の禁止	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	秘密を守る義務	0	0	0	0	0
	政治的行為の制限	0	0	0	0	0
	争議行為等の禁止	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	2	3
計		0	0	1	2	3

(4) 職員のサービスの状況

①地方公務員の服務規律の概要

職務に専念する義務職員は、法律又は特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければなりません。

職務に専念する義務の免除職員は、次の各号の一に該当する場合において、予め任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除することが出来ます。

ア. 研修を受ける場合

イ. 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ. 地方公務員法第 55 条第 8 項の規程に基づき、適法な交渉を行う場合

エ. 前 3 項に規定する場合を除くほか、町長が定める場合

②服務規律の確保のためにとった措置の概要

年末年始や選挙における公務員倫理の確保を図るため、綱紀粛正の周知を行っています。

(5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①研修の実施状況

職員研修は、塩谷・那須南ブロック圏内の市町が合同で行っている研修及び栃木県市町村職員研修協議会が行う研修等に参加しています。

研修項目	受講者
ブロック研修	25 人
県研修協議会	8
その他	15
計	48

②勤務成績の評定の実施状況

人事評価制度については、職員の能力及び公務能率の向上を図るため、導入に向けて検討しております。

(6) 職員の福利及び利益の保護の状況

①職員の健康の保持増進対策

区 分	受診者数	内 容
定期健康診断	60 ^人	職員の健康に対する認識を再確認し、病気の早期発見、早期治療に努めるよう年 1 回、定期健康診断、成人病健康診断、子宮頸ガン検診を実施した
人間ドック	84	医療機関等が、実施する総合検診
健康面談	60	職員の健康状態を把握し、相談に応じる

②職員互助会

地方公務員法第 4 2 条に基づく職員の福利厚生を図るため、塩谷町職員互助会に補助金を交付しています。

ア. 平成 20 年度決算額 430,000 円
(平成 19 年度決算額 510,000 円)

イ. 平成 20 年度対象職員数 149 名
(平成 19 年度対象職員数 156 名)

③公務災害補償制度 (平成 20 年度実績)

加 入 団 体	災 害 件 数
地方公務員災害補償基金栃木県支部	0 件

④公平委員会の報告事項 (平成 20 年度実績)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申し立て	0 件